

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段及び第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

立川市自転車等駐車場条例（平成5年立川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(駐車料金)</p> <p>第3条の2 ……略……</p> <p>2～6 ……略……</p> <p>7 証紙及び電磁式カード（以下この項において「証紙等」という。）は、返還して現金の還付を受けることができない。ただし、証紙等の種類、<u>項目等</u>を変更し、又は廃止したとき<u>その他</u>市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>8～11 ……略……</p>	<p>(駐車料金)</p> <p>第3条の2 ……略……</p> <p>2～6 ……略……</p> <p>7 証紙及び電磁式カード（以下この項において「証紙等」という。）は、返還して現金の還付を受けることができない。ただし、証紙等の種類、<u>項目その他</u>を変更し、又は廃止したとき、<u>その他</u>市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>8～11 ……略……</p>
<p>(放置自転車等の措置)</p> <p>第6条 市長は、駐車場において次の各号のいずれかに該当する場合は、立川市自転車等放置防止条例（昭和59年立川市条例第9号）第7条から第9条の2までの規定による措置をとることができる。ただし、当該自転車等が明らかに使用できない状況にあると認められるときは、直ちに処分することができる。</p> <p>(1) 7日以上駐車している自転車等（定期駐車にあつては、定期駐車券の通用期間が満了していないもの及び更新期間内であるものを除く。）があるとき。</p> <p>(2)～(4) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>(放置自転車等の措置)</p> <p>第6条 市長は、駐車場において次の各号のいずれかに該当する場合は、立川市自転車等放置防止条例（昭和59年立川市条例第9号）第7条から第9条の2までの規定による措置をとることができる。ただし、当該自転車等が明らかに使用できない状況にあると認められるときは、直ちに処分することができる。</p> <p>(1) 7日以上駐車している自転車等（<u>第3条の2第2項に規定する定期駐車にあつては、定期駐車券の通用期間が満了していないもの及び更新期間内であるものを除く。</u>）があるとき。</p> <p>(2)～(4) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>

名称	位置
……略……	……略……
立川市立川駅南口第二タワー有料自転車駐車場	……略……
立川市立川駅南口西有料自転車駐車場	立川市柴崎町2丁目1番5号
立川市立川駅南口東臨時有料原動機付自転車駐車場	立川市錦町1丁目1番21号
……略……	……略……

別表第2.(第3条の2関係)

施設区分	駐車区分	単位	駐車料金
…略…	…略…	…略…	……略……
立川市立川駅南口第二有料自転車等駐車場	…略…	…略…	……略……
	原動機付自転車 一般駐車	…略…	……略……

名称	位置
……略……	……略……
立川市立川駅南口第二タワー有料自転車駐車場	……略……
……略……	……略……

別表第1の2 削除

別表第2 (第3条の2関係)

施設区分	駐車区分	単位	駐車料金	
…略…	…略…	…略…	……略……	
立川市立川駅南口第二有料自転車等駐車場	…略…	…略…	……略……	
	原動機付自転車 一般駐車	…略…	……略……	
			自転車 定期駐車	1台につき1月
	市外	学生 1,400円 その他 2,400円		
	自転車 定期駐車	1台につき3月	市内	学生 3,200円 その他 5,400円
			市外	学生 3,700円 その他 6,400円

									1台につき6月	市内	学生 6,100円 その他 10,200円	
										市外	学生 7,100円 その他 12,200円	
……略……	…略…	…略…	……略……						……略……		……略……	
立川市立川駅南口第二タワー有料自転車駐車場	…略…	…略…	……略……						立川市立川駅南口第二タワー有料自転車駐車場	…略…	…略…	……略……
立川市立川駅南口西有料自転車駐車場	1階及び2階	定期駐車	1台につき1月	市内	学生 1,200円 その他 2,000円							
				市外	学生 1,400円 その他 2,400円							
			1台につき3月	市内	学生 3,200円 その他 5,400円							
				市外	学生 3,700円 その他 6,400円							
			1台につき6月	市内	学生 6,100円 その他 10,200円							
				市外	学生 7,100円 その他 12,200円							
	タワー	定期駐車	1台につき1月	市内	学生 1,000円 その他 1,700円							
				市外	学生 1,200円 その他 2,000円							
			1台につき3月	市内	学生 2,700円 その他 4,500円							

		月	市外					
			学生	3,200円				
		1台につき6	市内					
			学生	5,100円				
		月	市外					
			学生	6,100円				
立川市立川駅南口東臨時有料原動機付自転車駐車場	原動機付自転車一般駐車	1台につき1回24時間までごと					240円	
……略……	…略…	…略…			……略……			
		…略…			……略……			
立川市立川駅北口第三有料自転車等駐車場	自転車一般駐車	1台につき1回5時間を超え24時間まで					120円	
		1台につき1回24時間を超え24時間までごと					120円	
立川市立川駅北口第三有料自転車等駐車場	自転車一般駐車	1台につき1回5時間を超え24時間まで					130円	
……略……	…略…	…略…			……略……			
		…略…			……略……			
立川市立川駅北口第三有料自転車等駐車場	自転車一般駐車	1台につき1回24時間を超え24時間までごと					130円	

	…略…	…略…	……略……		…略…	…略…	……略……
……略……	…略…	…略…	……略……	……略……	…略…	…略…	……略……
備考	……略……			備考	……略……		

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第2の改正規定中「立川市立川駅北口第三有料自転車等駐車場」に関する部分 平成30年4月1日
  - (2) 別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定（前号に掲げる部分を除く。） 平成30年7月1日
- 2 この条例による改正前の立川市自転車等駐車場条例第3条の2第2項及び第9項の規定にかかわらず、立川市立川駅南口第二有料自転車等駐車場においては、平成30年1月1日から同年6月30日までの期間は、自転車を駐車させることができる通用期間1月の定期駐車券（以下「1月定期駐車券」という。）に限り発行することができるものとする。この場合において、1月定期駐車券の駐車料金は、同条例別表第2中「1台につき6月」の駐車料金を6で除して得た額とし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

# 案内図

(参考)



